

# 山本地域振興局庁舎環境衛生管理業務委託特記仕様書

## 1 委託業務の内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第4条の規定に定める建築物環境衛生管理基準に基づき、山本地域振興局庁舎において環境衛生上良好な状態を維持管理するために必要な受水槽清掃、飲料水の水質検査、空気環境測定及び害虫駆除等の業務を委託する。

## 2 委託場所等

- (1) 名 称 山本地域振興局庁舎
- (2) 住 所 秋田県能代市御指南町1番10号
- (3) 延床面積 3,349.50m<sup>2</sup>（特定建築物該当）
- (4) 用 途 事務所

## 3 建築物環境衛生管理技術者の選任

法第6条の規定による建築物環境衛生管理技術者として選任するため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を当該業務に従事させるものとする。

### (1) 届出

当該業務に従事させる者を決定したときは、速やかに書面（様式任意）により届け出ること。届出書には、その者の建築物環境衛生管理技術者免状の写しを添付すること。

### (2) 監督等

当該従事者は、建築物環境衛生管理基準に従って、維持管理が適正に行われるよう監督を行うものとする。また、維持管理の状況について、担当職員が意見を求めたときは、速やかに対応するものとする。

## 4 特定建築物管理報告書の作成

- (1) 能代市建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事務取扱要綱（平成18年告示第69号）に基づく特定建築物管理報告書を作成すること。
- (2) 報告書は2か月分をまとめ、契約書に記載された期限内に提出すること。

## 5 実施方法等

- (1) 受水槽清掃については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号、以下「規則」という。）第4条第1項第7号の規定に基づき、次のとおり実施する。

### ① 受水槽の容量等

- ア 槽数及び容量 1槽、10.0m<sup>3</sup>
- イ 形状及び材質 複合板形パネル水槽、FRP製
- ウ 給水方式 ポンプ直送方式
- エ 防錆剤及び滅菌装置の使用の有無 無
- オ 供給水道名 能代市上水道

### ② 作業方法

作業に当たっては、厚生労働省で定めている関係法令等を遵守し、事故が発生しないよう適切に実施すること。

### ③ 作業日

清掃日は9月中の1日で行うものとし、事前に担当職員と協議してから実施すること。

### ④ 作業完了報告書

作業完了後、その状況が分かる写真を添付し、必要事項を記載した書面（様式任意）を速やかに提出すること。

(2) 飲料水の水質検査については、規則第4条第1項第3号イ及びロの規定に基づき、次のとおり実施する。

① 検査方法

検査に当たっては、厚生労働省で定めている関係法令等を遵守し、適切に実施すること。

② 採水日

採水日は次のとおりとするが、事前に担当職員と協議してから実施すること。

ア 規則第4条第1項第3号イ及びロの項目（計28項目）については、9月中の1日で行うものとし、受水槽清掃に併せて実施する。

イ 規則第4条第1項第3号イの項目（16項目）については、3月中の1日で行うものとする。

③ 水質検査の再委託

ア 上記水質検査を再委託する場合は、事前に相手方の商号・名称、代表者職氏名、業務内容及び金額を記載した書面（様式任意）を提出し、発注者の承認を得ること。

イ 再委託の相手方は、法第12条の2第1項第4号に定める、建築物における飲料水の水質検査を行う事業の登録を受けた者であること。

④ 検査結果報告書

検査結果判明後、水質基準の適合状況及び必要事項を記載した書面（様式任意）を速やかに提出すること。

なお、再委託をした場合は、その検査結果報告書の原本を添付すること。

(3) 飲料水残留塩素測定については、規則第4条第1項第7号の規定に基づき、次のとおり実施する。

① 測定方法

測定に当たっては、厚生労働省で定めている関係法令等を遵守し、適切に実施すること。

② 測定日

測定日は委託期間中の毎週木曜日（年52回）に行うものとする。ただし、その日が秋田県の休日を定める条例（平成元年条例29号）第1条による県の休日のときは、担当職員と協議する。

③ 測定結果報告書

2か月分をまとめ、4項で指定された報告書により、契約書に記載された期限内に提出すること。

(4) 空気環境測定については、規則第3条の2第3号の規定に基づき、次のとおり実施する。

① 測定方法

測定箇所は6か所（別途指示）とし、厚生労働省で定めている関係法令等を遵守し、適切に実施すること。

② 測定日

測定日は年6回、委託期間中の奇数月に1日で行うものとし、事前に担当職員に協議してから実施すること。

③ 測定結果報告書

第4項で指定された報告書により、契約書に記載された期限内に提出すること。

(5) 害虫防除については、規則第4条の5第2項の規定に基づき、次のとおり実施する。

① 作業方法

作業に当たっては、厚生労働省で定めている関係法令等を遵守し、適切に実施すること。

② 作業日

作業日は9月中及び3月中の1日で行うものとし、事前に担当職員と協議してから実施すること。

③ 作業完了報告書

業務実施後、その状況が分かる写真を添付し、必要事項を記載した書面（様式任意）を速やかに提出すること。

## 6 その他の提出書類

- (1) 委託業務が完了した期日等を記載した完了報告書（様式任意）を2か月ごとに作成し、第4項で指定された報告書と共に、契約書に記載された期限内に提出すること。
- (2) 委託業務の履行期間が終了したときは、委託業務完了通知書（様式任意）を速やかに提出すること。

## 7 その他

委託業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、担当職員へ協議するものとする。